**委任状の書き方（住民票用）**R5.10

（下の委任状用紙の下線部にお書きください）

**＜注意事項＞**

(1) 下の委任状の下線部は、委任する方が**インクの消えない筆記具を使い自筆してください。**

(2) 病気、その他の理由により委任状を自署できない場合は、必ず事前に区民事務所までご相談ください。

(3) 住所や氏名等に記入漏れ・不備等がある場合、お受けできません。

(4) **委任状は、必ず原本をご提出ください（メール・コピー・FAX等は不可です）。**

(5) マイナンバー（個人番号）や住民票コード入りの住民票の写し等は、ご本人様の住民登録の住所に簡易書留で郵送します。返信用封筒に簡易書留分を含む切手（定型重量25ｇ以下の場合、434円）を貼付の上、ご提出ください。※切手の額は、令和5年10月1日現在。

(6) 【外国籍の方が他の人に委任をする場合】日本語でご記入ください。ただし、氏名は、在留カードや特別永住者証明書に記載のある氏名または住民票に記載のある通称でご記入ください。

(7) 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）は、必ず委任状に記入された代理人の氏名および住所と表記が一致するものをお持ちください。

**委　任　状**

**Attorney**

　　　　年　　　月　　　日

**委任者（頼む方）**　　　住所

**Principal**

氏名

私はつぎの者を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

**代理人（窓口に来る方）**住所

**Agent**

氏名

記

**【委任事項】**※委任する内容の番号に○をつけてください。○がない場合は１とみなします。

**１　住民票の写し**または**住民票の除票の写し**の交付申請

**２　住民票記載事項証明書**または**住民票の除票記載事項証明書**の交付申請

**（必要な方の住所・氏名）**※除票が必要な場合は、除票の住所と氏名をご記入ください。

※記入がない場合は「委任者（頼む方）」欄の記載と同じとみなします。

住所　練馬区

氏名

**（必要通数）**　　　　　　　通

**（必要項目）**

※除票（死亡により消除されたもの）には、マイナンバーと住民票コードのいずれも記載ができません。

※マイナンバーや住民票コードの記載が必要な方は、使用目的と提出先を必ずご記入ください。記入がない場合はお受けできません。

※マイナンバーや住民票コードを記載したものは、本人宛てに郵送します。（注意事項(5)参照）

本籍の記載　　　　（ 要 ・ 不要 ）

続柄の記載　　　　（ 要 ・ 不要 ）

マイナンバーの記載（ 要 ・ 不要 ）

住民票コードの記載（ 要 ・ 不要 ）

**（使用目的・提出先）**

本人等から依頼を受けて代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。

住民票等を必要とする本人等から依頼された事実がないのに「本人に頼まれた」と称して第三者が住民票等を不正に請求することを防ぐため、代理人が手続きを行う場合は、委任状の提出を求めています。

ただし、現在、練馬区に住民登録がある方の住民票の写し等を同一世帯の方が請求する場合は、委任状は不要です。

【除票について】転出や死亡等により練馬区の住民登録が消除されると、住民票は除票になります。除票を本人から依頼を受けた代理人が請求手続きをする場合は、同一世帯の方でも委任状が必要です。

死亡された方の除票を法定相続人から依頼を受けた代理人が請求手続きをする場合は、法定相続人の上位者であることを確認できる戸籍証明（練馬区の戸籍や住民票で確認できる場合は不要）が必要です。なお、詳細については区民事務所までお問い合わせください。また区ホームページでも案内しています。

また、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど日本の官公署が交付した写真付きの証明書は１点、健康保険証や年金手帳など写真のないものは２点）の提示も必要です。

委任状の記入例

委任状の作成年月日も

忘れずにご記入ください。

**委　任　状**

**Attorney**

 令和５ 年　10　月　１日

**委任者（頼む方）**　　　住所　　練馬区石神井町３－３０－２６

住民票の写し等を

必要としている方

**Principal**

氏名　　石神井　一郎

私はつぎの者を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

**代理人（窓口に来る方）**住所　　練馬区豊玉北６－１２－１

上記の委任者に頼まれて

代わりに手続きする方

**Agent**

氏名　　練馬　太郎

記

**【委任事項】**※委任する内容の番号に○をつけてください。○がない場合は１とみなします。

**１　住民票の写し**または**住民票の除票の写し**の申請および受領

（参考）住民票記載事項証明書とは・・・

住民票に記載される項目のうち、請求者が希望する項目のみを証明できます。このため、不要な項目（住所を定めた日、性別など）の記載を省略できます。

練馬区の記載事項証明書は、住所、氏名、生年月日以外を省略できます。

**２　住民票記載事項証明書**または**住民票の除票記載事項証明書**の申請および受領

**（必要な方の住所・氏名）**※除票が必要な場合は、除票の住所と氏名をご記入ください。

※記入がない場合は「委任者（頼む方）」欄の記載と同じとみなします。

住所　練馬区　石神井町３－３０－２６

住民票（除票）の写し等への記載が必要な住所と氏名をご記入ください。

※住民票の写し等交付申請書の①と同じ

住所と氏名を記入します。

氏名　　石神井　一郎

**（必要通数）**　　１　　　　通

**（必要項目）**

※除票（死亡により消除されたもの）には、マイナンバーと住民票コードのいずれも記載ができません。

※マイナンバーや住民票コードの記載が必要な方は、使用目的と提出先を必ずご記入ください。記入がない場合はお受けできません。

※マイナンバーや住民票コードを記載したものは、本人宛てに郵送します。（注意事項(5)参照）

本籍の記載　　　　（ 要 ・ 不要 ）

続柄の記載　　　　（ 要 ・ 不要 ）

マイナンバーの記載（ 要 ・ 不要 ）

マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写し等は、使用目的と提出先の記入がないとお受けできません。

住民票コードの記載（ 要 ・ 不要 ）

**（使用目的・提出先）**確定申告で税務署に提出するため、マイナンバーの記載が必要